

00484

# 鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A<sup>5</sup>判

昭和十六年六月三日

火曜日

第千二百三十八號

## 告示

鳥取縣知事

八田三郎

### ◆鳥取縣告示第四百四十八號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年六月三日

#### (一) 組合ノ名稱及地區

鳥取縣穀物商業組合聯合會

鳥取縣信用購買販賣利用組合聯合會

鳥取縣一圓

#### (二) 構成員タル資格

地區内ニ於ケル穀物關係商業組合及系統產業組合

(三) (イ) 名稱  
 (ロ) 地區  
 (イ) 額

00485

品名

規格

單位

販賣價格

備考

(一) 同 同 三百五十匁未滿三百三十匁以上ノモノ  
同 同 三百二十匁未滿ノモノ

一升ノ重量三百五十匁以上ノモノ  
一升當り〇、三〇

三百五十匁未滿三百三十匁以上ノモノ  
三百二十匁未滿ノモノ

〇、二五

(二) (一) 俵等包裝ヲ爲シタルモノト雖モ總て内容量ノ價格ニ依ルモノトス  
本表價格ハ賣主ノ店先又ハ發驛レール乘渡價格トス

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年六月三日

(四) 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ  
(ロ) 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ掲示スペシ

### ◆鳥取縣告示第四百四十九號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通加工質ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地区内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可額ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年六月三日

鳥取縣知事 八田三郎

(一)

組合ノ名稱及地區

(イ) (イ) 名稱 鳥取縣木業組合聯合會

(ロ) 地區 鳥取縣一圓

00486

### (二) 構成員タル資格

地區内ニ於ケル木材ノ生産又ハ販賣ニ關スル業者ノ組織スル團体

統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

(一) 杉材ノ部

(1) 板類 (一間モノ)

種別 單位

製材質

備

考

○、三〇

○、三三

○、三七

○、四〇

○、四七

○、五三

○、五六

○、六六

(イ) 長二間モノ、場合ハ本表價格ノ一割増シ長半間モノ、場合ハ本表價格ノ六割長四尺モノ、場合ハ本表價格ノ七割長五

尺モノ、場合ハ本表價格ト同額トス

(ロ) 前各項ヲ基準トシ

丸太挽ノ場合ハ一割引キ

下見板斜面板ノ場合ハ三割増シ

板ノ場合ハ五割増シトス

(2) 挽角類(二間モノ迄)

製品一才ニ付 一錢五厘

(3) 挽割類(二間モノ迄)

製品四才以上ノモノ 一才ニ付

同 四才未満ノモノ 同

(4) 二間物通り挽

最小徑 一尺迄ノモノ 尺ニ付

同 一尺五寸迄ノモノ 同

同 二尺迄ノモノ 同

同 二尺五寸迄ノモノ 同

同 三尺迄ノモノ 同

	二十 五 錢	三十 五 錢	四十 五 錢	六 十 錢	八 十 錢
杉材ニ於ケル各項價格ノ二割増シトス					

(三) 檜材・櫻材・桺材・其ノ他之ニ準ズル堅木材ノ部

(二) 松材栗材檜材ノ部

杉材ニ於ケル各項價格ノ五割増シトス

(一)

杉材ニ於ケル各項價格ノ五割増シトス

(四) 菓板ノ部

厚齒 一足分(幅三寸五分・長一尺八寸) 一 錢

薄齒 一足分(幅三寸五分・長一尺八寸) 一 錢

(五)

長物(二間ヲ越ユルモノ)ハ一間ヲ増ス毎ニ一才ニ付五厘上トス

曲物(長一間ニ付末口ノ半徑以上曲リタルモノ)ヲ素材ノ形ニ製材スル場合ハ前各項ノ五割増シトス

但シ枕木ニ限り二割増トス

(六) 製材機貿貸料

時間挽一時間ニ付

帶	鋸	四圓八十錢
九	鋸	三 圓

但シ高速度並ニ自動送材車付ハ五割増トス

(七) 實施ノ日 昭和十六年六月三日

(四) 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ掲示スベシ



◇鳥取縣告示第四百五十二號  
米穀販賣高調查員左ノ通り異動アリタリ

昭和十六年六月三日

同	二干日	西鄉村	同	西鄉村牛戶	午前九時半
同	二十一日	池田村	同	池田村若屋場	午前九時半
		櫻町	同	若屋場市場	午後一時半

一 嘱託並解嘱之部	嘱託者	解嘱者	擔當調查區域	職務執行ノ場所	嘱託解嘱年月日
中月定利	杉原忠夫	西伯郡日吉津村	西伯郡日吉津村役場	昭和十六年五月二十日	
富田嘉藏	山根貞治	西伯郡大高村	西伯郡大高村役場	同	
◆鳥取縣告示第四百五十三號	左ノ通養蠶實行組合ノ解散ヲ認可セリ	昭和十六年六月三日			

鳥取縣知事	八	田	三	郎
事務所ノ所在地				
解散年月日				
赤崎町第一養蠶實行組合	東伯郡赤崎町大字赤崎千六百九十二番地	昭和十六年四月二十六日		
同 第二 同	大字赤崎千六百五十三番地	同	三月二十九日	
同 第三 同	大字赤崎千五百八十一番地	同	四月十五日	
同 第四 同	大字赤崎千五百一番地	同	四月四日	

第五 同	大字赤崎千三百三十一番地	同	四月六日
第六 同	大字赤崎四百四番屋敷	同	三月三十日
第七 同	大字赤崎六百八十七番屋敷	同	四月四日
第八 同	大字赤崎千五百六十六番地	同	四月六日
松谷 別所 同	大字赤崎三百五十三番地	同	三月三十一日
	大字別所二十五番屋敷	同	四月五日

◇鳥取縣告示第四百五十四號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年六月三日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

## 一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 烏取縣荒物商組合

## 二 構成員タル資格

地區内ニ於テ荒物ノ販賣業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

00493

00100

00494

# 農作物作付 彙報

## 制限規則について

(農務課)

緊迫した現下の國際情勢に即應して、高度國防國家の確立に伴ふ主要食糧等の自給強化を圖ることはまことに、刻下喫緊の重要な國策といはねばならぬ。これが爲には我が國內の農地を、確保すると共に、限られたる農地に於ける農業生産を、眞に國家の要請に向はしめる有効適切なる利用の方途を講ずることが必要である。

依つて政府は臨時應急の措置として、國家總動員法第十三條第一項及び第三項の規定に基いて、去る二月一日勅令第百十四號を以て「臨時農地等管理令」を公布し、即日施行されることとなりその施行細則も同日の農林省令第十一號を以て公布されたのである。しかして右の

### 管理令

は、「まづ農地濱廢に關する制限」として農地を耕作以外の目的に供すること、農地を耕作以外の目的に供するために所有權等の權利を取得しようとするに對して制限の方途を定め、次に「耕作の強制」として、農地に對する耕作の強制、空地に對する耕作の強制等について強權を發動して耕作を強制し得る途を開くと共に、更に農地に於ける「作付の調整」をも規定せられてゐる。

たとひ農地が耕作の目的に供給されても、國家的見地に立つて考へる時は國家要求からいって不要不急の作物といふべきものもあるわけであり、殊に現下の逼迫した食糧問題解決のためには、いはゆる重點主義に依つて國家の最も望んでゐる方面に向けるやう作付の調整を行ふ必要があるわけである。この限り又は禁止することを得ることとし(第十條第一項)、又、地方

### 作付の調整

鳥取縣公報 第千二百三十八號

昭和十六年六月三日

(第三種郵便物認可)

一一

品種	規格	単位	賣價	金額	小賣價格	金額	備考
マオラン結束紐玉巻	百匁玉	百玉	六七、五〇	一玉	圓八一	愛知縣產	
五十匁玉	同	三四、五六	同	、四二	同	同	
二十匁玉	同	一四、〇四	同	、一七	同	同	
十匁玉	同	七、五六	同	、〇九	同	同	
別上	二貫	五七、五〇	十匁	、七四	奈良縣產		
上	二貫	四六、〇〇	十匁	、五九			
中	同	三四、五〇	同	、四四			
下	同	二三、〇〇	同	、二九			
切	百包	一一、五〇	同	、一五			
艾	百袋	六、九〇	一袋	、一〇			
拾錢袋	百箱	一一、五〇	一箱	、一五			
箱入艾	百包	一一、五〇	二包	、一五			
本表御賣價格ハ賣主店先渡價格トシ荷造費ヲ含ムモノトス							
小賣價格ハ賣主店先渡價格トス							
(ロ)(イ) 認可シタル條件	昭和十六年六月三日						
(ロ) 實施ノ日							
認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スベシ							

長官必要ありと認むる時は、特定の農地の権利者に對して農作物の種類その他の事項を指定してこれが作付を命ずることを得る（第十條第二項）ことになつてゐるのである。

### 本縣

に於ては今回、五月十三日付鳥取縣令第十九號を以て「農作物作付制限規則」を公布し、即日施行することとなつたのであるが、これは即ち右の臨時農地等管理令第十條第一項の規定によつて制定せられたものであつて、國家の要請に即應し、本縣に於ける農作物の作付を制限して主要食糧の増産に邁進せんとする企圖に出するものである。以下この規則の概要を説明することとする。

第一 に、農地の所有者、賃借人、永小作人、其の他權原に基いて農地を耕作することを得るもの（以下権利者と稱す）は、昭和十五年中の實績を超えてその「田」に、主作として稻以外の作物を作付することは出来ぬことになつた。即ち自己所有の田であると小作田であるとを問はず、その耕作する田に何人といへども昭和十五年の實績以上には主作として稻より外の作物を作ることはならぬのであつて、桑でも果樹でも西瓜でも、其他里芋、馬鈴薯、茄子等すべて稻以外の作物は、昨年實際作つた以上の面積に亘つて作付をすることを得ないことになつたのである。しかし

えて作付しようとするときは知事の許可を受けねばならぬことになつてゐるが、この第二種制限作物の種類は、同告示により

田に對しては 西瓜、甜瓜、蘿蔔、花卉

畑に對しては 西瓜、甜瓜、花卉、莓

と定められて居り、これも制限地域は鳥取縣一圓である。又その作付制限範圍は同じく告示第三百九十九號を以て

水田に栽植を禁止するもの

西瓜、甜瓜、花卉

蘿蔔

畑に昭和十五年の作付面積の同等以内の作付を認めるもの

西瓜、甜瓜、花卉、莓

と定められてゐる。

但しこれも自家用として畑に作付する分はこの制限から除外されてゐる。尙、煙草の栽培については關係官廳より勧励されてゐるところであるが、これを田に作付することは主要食糧作物確保の上に支障を來すことが大である爲、新に田に作付しないことは勿論、既に田に作付してゐるものも可及的速に畑に轉換するやう指導方

を農林省農政局長から通牒せられたので、其の旨五月二十七日付を以て各市町村長及び農會長宛移牒した次第である。

右の種々な制限のうち、特別の事由により知事の許可を受けて制限外の作付をなさうとする場合の

許可申請 の様式については、正規のものが定められてゐる。以上今回制定された農作物制限規則の概要について記したのであるが、縣民各位は充分法令の趣旨を諒知して、努めて農地等管理令及び該作付制限規則の精神を體し、我が國現下の重要な國策たる食糧増産の爲に協力せらるゝやう切望する次第である。

尙右規則に違反する場合は、國家總動員法違反の罪に問はれるものであるからよく注意せられたい。

一 國又は縣に於て爲した割當に依つて栽培するとき  
二 特別の事由に依つて知事の許可を受けたとき  
三 旱害水害其の他已むを得ない事由あるとき  
については除外されてゐる。

なほこの制限は「主作」としてであつて、裏作の作付はこの制限外であることは云ふまでもない。

第二 は「畑」に對する作付であつて、農地の権利者は當該畑に知事の指定する作物（第一種制限作物といふ）を新に作付することを得ないこととなつたのであるが、この知事の指定は五月十三日縣告示第三百九十八號によつてなされてゐるのであつて、その作物の種類は「果樹」、「桑樹」、「茶樹」、「庭木」、「マオラン」、「桐樹」、「竹」であり、その制限せられてゐる地域は鳥取縣一圓である。但し

一 自家用として作付するとき  
二 同種の作物を田より畑に改植するとき  
三 特別の事由に依り知事の許可を受けたとき  
はこの制限から除外されてゐる。即ち販賣を目的とするものでなく唯自家消費用としての作付、又は從來田に作つてゐたのを改めて畑に作付する場合はこの限りでない。

第三 に、農地の権利者がその農地に、知事の指定する作物（第二種制限作物といふ）を、指定する「範圍」を超

## 食糧増產施策に關する

全部落の共進會開催

(農務課)

(イ) 市町村農會に於ける審査方法

郡食糧增產指導部副部長を審査長とし、郡指導員及び町指導班員を審査員として審査する。

(ロ) 落を郡に出品する。

現下の緊迫せる國際情勢下に於ける重大且緊急の問題は、戰時下國民食糧の確保であつて、政府ではこれが對策として昭和十四年以來食糧増產計畫を樹立して種々の獎勵施設を講じ來り、本縣

に於ても政府の計畫に順應してその生産計畫を樹立し、米・麥を始め甘藷・馬鈴薯・里芋等いろいろの食糧增產について施策を講じて居るのであるが、今回特に米穀增產計畫の完遂を圖る一方策として、縣主催を以て本年度新たに部落實行組合を單位とする耕種改善實踐增產共進會を郡市指導班地域に於て開催し、縣下全部落を出品せしめてその目的達成の完璧を期することとなつた。

いまこの共進會の實施要項の大様を記すと次の通りである。

一名 稱 耕種改善實踐增產共進會

二 出品單位 農業實行組合

三 審査方法

(一) 市町村豫備審査

町村農會主催を以て耕種改善實踐增產共進會を開催し優良部

(二) 郡豫備審査

(イ) 町村農會の豫選を經たものを郡に出品し、郡擔當指導班長を審査長として、優良農事實行組合を縣に出品せしめる。

(ロ) 審査標準

町村豫選審査標準に準ずる。

(三) 縣審査

(イ) 縣食糧增產指導本部副部長を審査長とし、地域別等級を定める。

(ロ) 審査標準

町村審査標準に準ずる。

(四) 賦賞

(一) 知事賞

壹點

三〇〇圓

(二) 郡市別褒賞

壹等

一〇〇圓

貳等 參〇圓

參等 拾圓

計

(三) 郡市別褒賞授賞點數

一等

二等

三等

計

岩美・鳥取

八頭

氣高

東伯

西伯・米子

日野

計

六

一

三

六

四

七

六

一〇

一〇

一〇

五

四五

◎進行旅病人

一取扱者

北海道帶廣市長

一本籍並ニ住所

不明

一氏

一名自稱大江喜作

一年齡

推定四十歲位

一人相特徵

身長五尺四寸位

顔面長

其ノ他特徵ナシ

一所持金品

ナシ

一着衣

破レタル青年訓練服上衣ニコール天乘馬ズボン着用

右ハ昭和十六年三月十四日ヨリ進行旅病人トシテ市立進行旅病舍ニ

收容セルモ白痴ナルタメ身寄ノ者調査方不能ナルモノナリ

心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎行旅死亡人

一取扱者

北海道札幌郡白石村長

一本籍住所氏名職業

一切不詳、男縫死體推定年齡五十歲位

一人相

顔稍長、鼻大、口眼竪ニ眉毛太ク頭髮前方稍長ク白髮散在ス

一特徵

右肘中ヨリ失切斷ス

00499

## 一 着 衣

黑スキーハ、毛糸タコ帽子、紺色オーバー  
茶色コール天ノズボンヲ穿キ三菱物産株式

會社ノ印絆纏ヲ着用ス

## 一所持金品

黒革製鞄口現金四圓七十四錢在中、木綿風呂敷一枚

## ◎行旅死亡人

## 一 取扱者

北海道吉前郡羽幌町長  
自稱 秋田縣以下不詳

## 二 本籍、住所、氏名、職業、年齢

無職 阿部丈助 富四十八歲

## 三 相貌

丈五尺二寸位、中肉、丸顔、頭五分刈、色淺黒ク  
スシャツ、メリヤスズボン下一、茶コール天乘

## 四 着衣

馬ズボン一、黒スキーハ、毛糸タコ帽子一、黒兵兒帶一、布製  
地下足袋一

## 右ノ者昭和十六年二月二十七日札幌郡白石村大字白石村字旭町旭

町神社境内ニ於テ縊死ヲ遂げ居ルヲ發見セルモ身元不詳ニシテ引

取人無キヲ以テ厚別共同墓地ニ假埋葬ニ附セリ

心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

## 一所持金品

黒革製鞄口現金四圓七十四錢在中、木綿風呂敷一枚

## 二 本籍、住所、氏名、職業、年齢

無職 阿部丈助 富四十八歲

## 三 相貌

丈五尺二寸位、中肉、丸顔、頭五分刈、色淺黒ク  
スシャツ、メリヤスズボン下一、茶コール天乘

## 四 着衣

馬ズボン一、黒スキーハ、毛糸タコ帽子一、黒兵兒帶一、布製  
地下足袋一

## 一所持金品

黒革製鞄口現金四圓七十四錢在中、木綿風呂敷一枚

## 三 相貌

丈五尺二寸位、中肉、丸顔、頭五分刈、色淺黒ク  
スシャツ、メリヤスズボン下一、茶コール天乘

## 四 着衣

馬ズボン一、黒スキーハ、毛糸タコ帽子一、黒兵兒帶一、布製  
地下足袋一

## 心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

昭和十六年六月三日印刷

昭和十六年六月三日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
支所 鳥取刑務所